

福島県災害時医薬品等備蓄供給システム

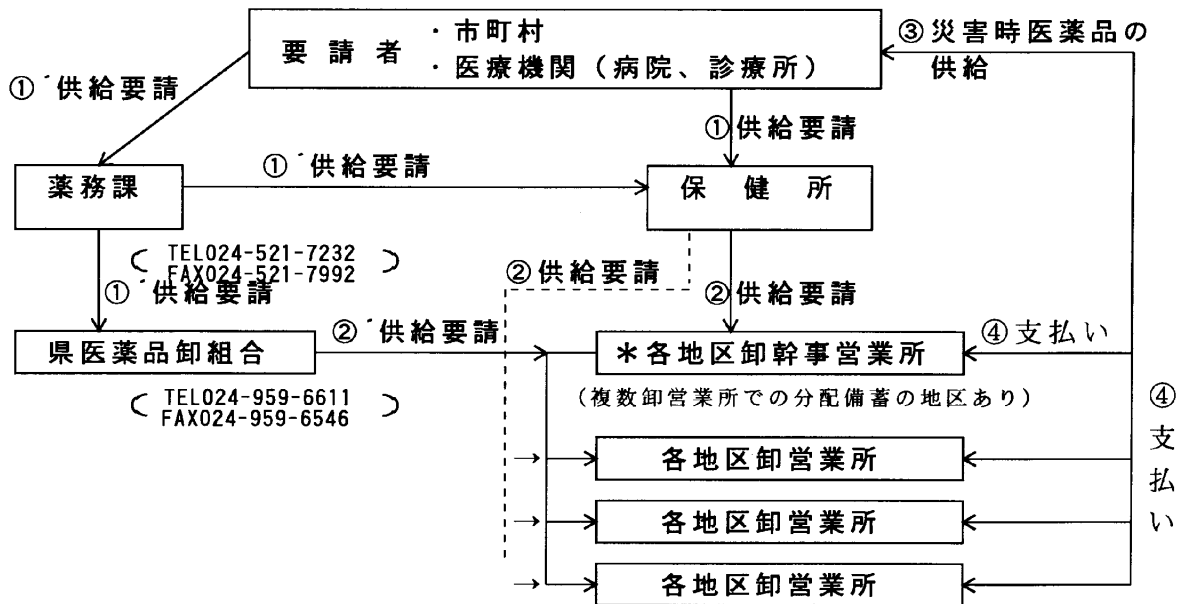
県は、災害発生時に、医療機関、救護所等で必要とする医薬品など（消毒薬、衛生材料含む）を備蓄し供給するシステムを整備しております。

医薬品が必要となった場合は、次のチャートにより最寄りの保健所へ要請してください。なお、医薬品は無料ではなく、要請者が供給先に直接代金を支払うことになります。

※ 所轄の保健所に連絡が取れない場合の連絡先

- ・ 福島県業務課 (電話024-521-7232)
- ・ 福島県医薬品卸組合(恒和薬品) (電話024-959-6611)

災害時医薬品等供給フローチャート



* 各医療圏ごとの各地区卸幹事営業所 (複数の卸営業所がある地区は、上段が地区卸幹事営業所、以下は分配備蓄卸営業所)	
県北	株式会社アスカム本宮センター (TEL 0243-36-6431、FAX 0243-36-6435)
	株式会社スズケン福島支店 (TEL 024-525-1233、FAX 024-535-8467)
県中	株式会社恒和薬品医薬品センター (TEL 024-959-6614、FAX 024-959-6135)
県南	株式会社バイタルネット白河支店 (TEL 0248-23-2811、FAX 0248-23-2231)
会津	東邦薬品株式会社会津営業所 (TEL 0242-27-1771、FAX 0242-27-0654)
相双	株式会社恒和薬品原町営業所 (TEL 0244-22-5141、FAX 0244-24-1484)
	株式会社アスカム相馬営業所 (TEL 0244-36-7321、FAX 0244-36-7324)
いわき	株式会社クラヤ三星堂いわき営業所 (TEL 0246-27-2821、FAX 0246-27-2851)
	株式会社小田島いわき営業所 (TEL 0246-34-7922、FAX 0246-34-7923)
	株式会社バイタルネットいわき支店 (TEL 0246-34-5171、FAX 0246-34-7633)

◎ 供給要請について

- ① 市町村又は医療機関等が災害時医薬品等の供給を必要とした場合は、管内の保健所に供給要請してください。
- ② 保健所は管内の卸幹事営業所に対し災害時医薬品等の供給を要請します。卸幹事営業所が被災した場合及び数量の不足等の不測の事態が発生した場合には、管内のその他の営業所に対し災害時医薬品等の供給を要請することになります。
①～②は、災害が広域である場合、または保健所が被災等の理由で機能しない事態が発生した場合には、県業務課等からの供給要請を想定しています。

◎ 供給について

- ③ 卸幹事営業所又はその他の営業所は、保健所等からの供給要請に基づき災害時医薬品等を供給することになります。医薬品の供給要請を所管の保健所に行った後は、医薬品卸営業所(以下、卸幹事営業所と略)へ連絡がいき、卸幹事営業所は供給要請者へ医薬品等を搬送します。

◎ 支払について

- ④ 要請者は、供給先に直接代金の支払いをすることになります。

※ 具体的な備蓄医薬品等については、最寄りの保健所へ照会ください。